

設計書等の取扱い変更について

設計書及び請負代金内訳書について、令和6年4月以降に公告を行うものは、横浜市と同様、次のとおり取り扱いますので、よろしくお願ひします

- 1 設計書については、公益財団法人横浜市建築保全公社工事請負契約約款第1条に規定する設計図書として、契約書にとじ込んでいただきますようお願いいたします。
(詳細については、契約締結時にお渡しする「契約時締結書類(契約書の綴り方)」を参照してください。)
- 2 請負代金内訳書については、当該契約約款第4条に基づき、契約締結後5日以内に提出をお願いいたします。

【参考】工事請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び請負人は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 請負人は、この契約締結後5日(就業規程第22条に規定する勤務を要しない日を除く。)以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。請負代金又は工程を変更したときも、同様とする。

(問い合わせ先)

<契約書に関すること>

総務課契約係 TEL045-641-3124

<請負代金内訳書に関すること>

営繕第一課 TEL045-641-3122

営繕第二課 TEL045-641-3125

電気設備課 TEL045-663-8031

機械設備課 TEL045-663-8032